



第63期
定時株主総会
招 集 ご 通 知

開催日時

2025年3月26日（水曜日）
午前10時

開催場所

京王プラザホテル
本館42階 富士

オリジナル設計株式会社

証券コード：4642

証券コード 4642
2025年3月11日
(電子提供措置の開始日2025年3月4日)

株 主 各 位

東京都渋谷区元代々木町30番13号
オリジナル設計株式会社
代表取締役社長 菅 伸 彦

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第63期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.oec-solution.co.jp/5ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討下さしまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月26日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 本館42階 富士

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）

3. 目的事項

報告事項 第63期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議 案 剰余金処分の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会ご出席の株主様へのおみやげのご用意はございません。
あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議 案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金32円 総額は、192,334,016円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月27日

以 上

事業報告

(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

我が国の上下水道インフラ資産は、約130兆円との内閣府の試算があり、セクター別で道路に次ぐストックがあります。このうち、上水道の普及率は令和4年度末時点で98.3%、国内の全管路延長は約74万kmに達していますが、管路の年間更新率は全国平均で0.64%と低く、管路をすべて更新するのに約130年かかる計算となっています。水道管路は法定耐用年数40年とされていますが、その多くが高度成長時代の1970年代に集中的に整備されたものであり、施設の老朽化や管路の耐震化の遅れ（令和4年度末の基幹管路の耐震適合率は42.3%）、人口減少等による料金収入の減少という課題に直面し、また多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱であり、計画的な更新のための備えが不足している状況となっています。長らく厚生労働省が所管していた水道整備・管理行政が、令和6年4月から施設の管理・整備は国土交通省へ、水質・衛生面は環境省に移管されました。これにより、令和6年度の水道事業予算概算要求には、上下水道で一体的に取り組む施策を支援するための上下水道一体効率化・基盤強化推進事業の創設や水道施設整備事業調査費の拡充等が盛り込まれております。

下水道分野については、全国の汚水処理人口普及率が93.3%（2023年度末）となっていますが、そのうち下水道によるものが81.4%にとどまり、未だに約830万人が汚水処理施設を利用できない状況にあり、普及促進の加速が求められています。施設の新設のニーズは減少の一途を辿っていますが、高度成長期に急速に整備した上下水道施設は毎年大量に耐用年数を迎え、安心・安全で文化的生活を送るために不可欠なこれらのインフラ資産を維持、更新していくことが求められています。また、近年頻発する集中豪雨、大型台風による風水害などから人命や資産を守る浸水対策や地震が発生してもトイレが使えるなどの耐震化、津波に強い下水道施設の補強対策、脱炭素・循環型社会への転換を図る「グリーンイノベーション下水道」に向けた取り組みなどのニーズも高まっています。

2024年3月に可決・成立した我が国の令和6年度予算のうち、当社の事業と関わりの深い下水道予算を含む「社会資本総合整備」の配分総額は、国費1兆3,613億円で、この内訳は防災・安全交付金8,563億円、社会資本整備総合交付金が5,051億円となっています。その内、下水道内示総額は国費約4,769億円でほぼ前年度（約4,772億円）並みとなっております。

ます。

当事業年度中のトピックとして、政府の掲げる「ウォーターPPP」の推進の本格化が挙げられます。我が国では人口減少社会を背景に、人口の多い政令指定都市やその周辺等の一部の自治体を除き、上下水道事業を担当する地方公共団体職員数の減少や関係予算を十分に確保することが困難になっております。このような状況から、政府は水道、下水道、工業用水道において、コンセッション事業（施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する）を推進していますが、本来“部分民営化”であるはずのコンセッションが、一般には“民営化”と理解されている現状があり、民営化へのアレルギーが特に強い水道事業でコンセッションが敬遠されている現実があります。

このような経緯を踏まえて、政府は令和5年6月2日に「PPP／PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」を決定、水道、下水道、工業用水道において、コンセッション事業へ段階的に移行するための官民連携方式を、「管理・更新一体マネジメント方式」として新設、コンセッション事業と併せて「ウォーターPPP」と定義しました。水道、下水道、工業用水道は、このアクションプランで重点分野に位置付けられており、2022～2031年度の10年間で水道100件、下水道100件、工業用水道25件の計225件の具体化を狙うという野心的なターゲットが設定されており、国費による支援も予定されております。当社では、このような流れを捉えて、政府が強く推進する「ウォーターPPP」における、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント（CM）により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」と、維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」の双方のスキーム関連業務の受注活動も進めております。

国内市場の受注活動をまとめると、既存顧客である地方公共団体の施設整備状況や事業課題を熟知する当社の優位性を背景に、きめ細かい技術提案、柔軟な顧客サービスの提供を通じてリピート率の高い受注活動とともに、積み上げた業務実績を基に新規開拓営業も展開しております。

新規事業領域への進出については、一部の地方自治体において、メタバースにより作成したバーチャル空間を活用した教育支援事業や地域のプロモーション活動のニーズが増えており受注活動を展開しております。海外分野では、官民連携による新興国の案件発掘などの受注活動を展開しております。

他方、社内の就労環境については、全社9割以上の社員にスマートフォンとノートパソコンを支給し、オフィスではフリーアドレスの環境で、在宅勤務や外出先でもテレワーク環境を活用しております。具体的には、全社で意識付けを行っている社内の各階層での迅速な情報共有・チャットの活用、部署別経営指標の随時確認による部署課題へのスピーディな対応、受注プロジェクトの適正な予算・工程・進捗・外注管理、社内エンジニアのスキル向上、次代を担う若手人材の確保・育成、改正労働基準法を遵守した残業時間の削減、社員の

約4割が会社貸与のアップルウォッチを自発的な健康増進に活用していることに代表されるウェルビーイング経営の促進、時差出勤制度、産休・父親育休制度や有給休暇の取得促進、社員一人ひとりの事情に応じた勤務地で就労可能なカスタメイド勤務など、社員目線を重視した社内制度を提供しています。社内業務管理システムにおいては、設計業務の受注から、着手、実行予算作成・変更、完了に至るまでの各業務ワークフローの承認機能の電子化を図り、予算管理の迅速化と印刷の削減を推進しております。これらにより、生産性向上と原価低減を図り、社員還元と収益の拡大に努めております。

この結果、当事業年度の受注高は74億7千6百万円(前期比9.8%増)となりました。受注増加の主な要因は、能登半島地震や各地で発生した豪雨災害等による災害復旧支援事業の受注、受注平均単価の増加、複数年契約の大型案件の受注増などとみております。一方、完成業務高は71億2千2百万円(前期比7.4%増)、営業利益は8億4千5百万円(前期比9.4%増)、経常利益は8億6千2百万円(前期比9.4%増)、当期純利益は6億5千万円(前期比36.2%増)となりました。

当社における事業部門別の業績は、次のとおりであります。

建設コンサルタント部門につきましては、受注高は69億3千3百万円(前期比8.3%増)となりました。一方、完成業務高は66億3千万円(前期比6.9%増)となりました。

情報処理部門につきましては、受注高は5億4千2百万円(前期比33.1%増)となりました。一方、完成業務高は4億9千1百万円(前期比14.3%増)となりました。

事業部門別の受注高、完成業務高及び受注残高

事業部門の名称		受注高		完成業務高		受注残高	
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
建設コンサルタント部門	上下水道（調査・計画・実施設計・施工監理）	6,741	90.2	6,432	90.3	4,495	92.2
	その他	191	2.6	198	2.8	111	2.3
	小計	6,933	92.7	6,630	93.1	4,607	94.4
情報処理部門	都市施設情報管理・ソフト開発	542	7.3	491	6.9	271	5.6
	小計	542	7.3	491	6.9	271	5.6
合計		7,476	100.0	7,122	100.0	4,878	100.0

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資総額は6千9百万円であり、主なものは、自社利用目的のソフトウェア開発4千3百万円であります。

重要な固定資産の売却、撤去、滅失は以下のとおりであります。

自社オフィス(栃木県宇都宮市) 建物および土地の売却

③ 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 60 期 (2021年度)	第 61 期 (2022年度)	第 62 期 (2023年度)	第 63 期 (2024年度) (当事業年度)
受 注 高 (千円)	6,333,746	6,457,231	6,807,690	7,476,145
受 注 残 高 (千円)	4,379,310	4,350,277	4,524,819	4,878,727
完 成 業 務 高 (千円)	6,207,413	6,486,264	6,633,148	7,122,236
経 常 利 益 (千円)	625,586	748,244	787,784	862,064
当 期 純 利 益 (千円)	376,057	415,606	477,353	650,181
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	64.38	70.94	81.23	110.31
総 資 産 (千円)	7,099,729	7,598,324	7,886,274	8,310,722
純 資 産 (千円)	5,914,887	6,153,735	6,493,070	7,059,551
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,009.67	1,047.31	1,101.67	1,194.00

- (注) 1. 記載金額（1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を除く。）は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 第61期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第61期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 VISTAQUA	50百万円	100.0%	ソフトウェア開発・保守・運用、防災事業等

(注) 株式会社VISTAQUAについては、2024年4月1日付で株式会社ウルシから名称変更しております。

(4) 対処すべき課題

第63期の受注残高は前期よりもやや増加傾向で推移しました。契約期間の長い大型案件の受注や取引実績期間が長い既存の顧客から複数の案件を受注できたことが要因と見ています。新型コロナウイルス感染対策を機に、リモート協議の活用が増えて作業の効率化や移動時間の削減が進みましたが、既存施設を活用しながら改築更新を進めるといような複雑な検討業務のウェイトも増加傾向にあり、そのような案件が輻輳することによる業務遅延の

スクが存在しております。官公庁の会計年度の関係上、納期が集中する年度末に向けて、今まで以上に細心の注意を払い、各受注案件の予算、工程、外注、品質を適切に管理して成果品の納品に努めるとともに従業員の健康に留意した労務管理を徹底いたします。その上で、引き続き以下の項目を重点課題として外部環境の変化に対応した事業戦略を実施し、持続的に企業価値の向上を実現してまいります。

- ① 我が国の上下水道事業、政府予算方針、地方公共団体の財政政策に即した営業活動を基軸に、社会課題の解決に向けた受注の拡大を図ります。
- ② 総合原価を低減し、利益率の向上を図ります。
- ③ 市場のニーズに合わせた先端的サービスの開発・客先提案により、提供サービスの付加価値の向上を図ります。
- ④ 執行体制が脆弱な中小自治体の上下水道持続確保に対して加速する広域化・共同化について、民間企業としての信頼性と柔軟性を高めて、官民連携事業等に積極的に取り組みます。
- ⑤ 国内外の産官学とのネットワークを活用し、海外水ビジネスへの積極的な営業活動を展開します。
- ⑥ テレワークの積極的な活用とウェルビーイング経営を推進し、社員が健康増進に取り組み、生き生きと安心して働くことのできる企業を目指します。

(5) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

当社は、上下水道に関する調査・計画・実施設計・施工監理・都市施設情報及び耐震診断・補強設計業務など公共事業等に関する建設コンサルタント業を主な事業としております。

(6) 主要な事業所（2024年12月31日現在）

- ① 当 社
本 社 東京都渋谷区元代々木町30番13号
本 部 （2本部）

名 称	所 在 地
施設インフラ本部	東京都渋谷区
水インフラ本部	東京都渋谷区

支 社 （2支社）

名 称	所 在 地
東 日 本 支 社	東 京 都 澁 谷 区
西 日 本 支 社	大 阪 府 大 阪 市

営業部 （2営業部）

名 称	所 在 地
東 日 本 営 業 部	東 京 都 澁 谷 区
西 日 本 営 業 部	大 阪 府 大 阪 市

支 店 （3支店）

名 称	所 在 地
東 日 本 支 店	新 潟 県 新 潟 市
関 西 支 店	大 阪 府 大 阪 市
西 日 本 支 店	福 岡 県 福 岡 市

事務所 （国内9事務所）

名 称	所 在 地
札 幌 事 務 所	北 海 道 札 幌 市
宮 城 事 務 所	宮 城 県 仙 台 市
秋 田 事 務 所	秋 田 県 秋 田 市
新 潟 事 務 所	新 潟 県 新 潟 市
石 川 事 務 所	石 川 県 金 沢 市
愛 知 事 務 所	愛 知 県 名 古 屋 市
大 阪 事 務 所	大 阪 府 大 阪 市
岡 山 事 務 所	岡 山 県 岡 山 市
福 岡 事 務 所	福 岡 県 福 岡 市

② 子会社

株式会社VISTAQUA 本社：東京都渋谷区 営業拠点：東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（2024年12月31日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
309名 [74名] (50名)	14名増 [1名増] (6名減)	40.3歳	12.1年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む。）であり、嘱託及び契約社員は[]、パート及びアルバイトは（ ）内に期末の人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2024年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 19,911,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,796,800株
- (3) 株主数 1,823名（前期末比138名減）
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
株 式 会 社 東 京 ス ペ ッ ク ス	2,023千株	33.66%
株式会社U H P a r t n e r s 2	546千株	9.08%
光 通 信 株 式 会 社	446千株	7.42%
大 関 淑 子	258千株	4.29%
CACELS B K E S I I C S C L I E N T S	163千株	2.72%
株式会社U H P a r t n e r s 3	152千株	2.53%
高 島 俊 文	145千株	2.42%
株 式 会 社 エ ス ア イ エ ル	130千株	2.16%
今 井 正 利	94千株	1.56%
内 藤 征 吾	92千株	1.53%

(注) 1. 持株比率は自己株式（1,786,362株）を控除して計算しております。

2. 上記株主の英文名は、(株) 証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

地	位	氏	名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長		菅	伸 彦	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 副会長 一般社団法人持続可能な社会のための日本下水道産業連合会(FJISS)副会長
専 務 取 締 役		梶 川	努	事 業 統 括
取 締 役		牧 瀬	統	技 術 統 括
取 締 役		吉 良	薫	財 務 部 長
取 締 役		大 東	達 也	西 日 本 支 社 長 兼 西 日 本 営 業 部 長
社 外 取 締 役		上 符	勝 弘	株式会社モリモトクオリティ 営業担当部長
常 勤 監 査 役		永 井	周	
社 外 監 査 役		岡 田	義 明	株式会社レックス 取締役副社長 執行役員
社 外 監 査 役		宮 原	晃 樹	

- (注) 1. 取締役上符勝弘氏は、社外取締役であります。なお、当社は上符勝弘氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役岡田義明氏及び監査役宮原晃樹氏は、社外監査役であります。なお、当社は岡田義明氏及び宮原晃樹氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び担当業務は次のとおりであります。

氏	名	担 当 業 務
梶 川	努	事業統括
牧 瀬	統	技術統括
吉 良	薫	財務部長
大 東	達 也	西日本支社長兼西日本営業部長
宇 田	裕 一	総務部長兼経営企画部長
岩 崎	晃 雄	事業企画部長
小 野	一 雄	東日本支社長兼東日本営業部長
古 塚	修	施設インフラ本部長兼施設監理課長
竹 内	章 博	水インフラ本部長兼コンサルティング二部長
藤 原	靖 明	施設インフラ副本部長兼ファシリティー部長
野 崎	圭 吾	エグゼクティブアドバイザー
井 上	裕 之	西日本施設部長
富 所	茂 樹	ファシリティー二部長兼エムイー課長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の取締役の報酬限度額は、2004年3月30日開催の第42期定時株主総会において、年額200,000千円として決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

また、2021年3月26日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等」を決定しております。各取締役の報酬額は、株主総会で決定された報酬限度額内で、各取締役の役位と職責及び在任年数に応じ、当社の業績も考慮しながら総合的に勘案して、個人別の報酬額の配分を代表取締役社長菅伸彦に一任しております。これらの権限を一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当業務や職責等の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

当社の取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、当該決定方針に基づき検討し、その内容に沿うものであると最終的に判断しております。

なお、当事業年度の取締役の報酬額は、2022年3月29日開催の取締役会に一任された代表取締役社長菅伸彦により、各取締役の役位に応じた報酬、経営への貢献度に応じた報酬を基本として、会社の業績を勘案して総合的に算定しております。

当社の監査役の報酬限度額は、1995年3月30日開催の第33期定時株主総会において、年額30,000千円として決議しております。当該定時株主総会終結時の監査役の員数は1名です。監査役の報酬額は、常勤監査役と非常勤監査役の職務分担等を勘案して、監査役の協議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	87,990	87,990	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く。)	9,000	9,000	-	-	1
社外取締役	1,800	1,800	-	-	1
社外監査役	3,600	3,600	-	-	2

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 填補対象（＝填補対象となる保険事故の概要（②③を除く））

当社は取締役及び監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。

② 免責事由（＝役員等の執行の職務の適正性が損なわれないようにするための措置内容）

故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

③ 負担割合（＝被保険者の実質的保険料負担割合）

保険料は取締役（社外取締役を除く。）がその保険料の約一割を負担しております。

（４）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

（５）社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役上符勝弘氏の兼職先である株式会社モリモトフオリティと、当社との間には特別の関係はありません。

社外監査役岡田義明氏の兼職先である株式会社レックスと、当社との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

(イ) 社外取締役に関する事項

氏 名	主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
上 符 勝 弘	当事業年度に開催された取締役会11回(定時10回 臨時1回)の全てに出席いたしました。取締役会の議案審議等において、経営者の立場から必要ある場合に発言を行っております。

(ロ) 社外監査役に関する事項

氏 名	主 な 活 動 状 況
岡 田 義 明	当事業年度に開催された取締役会11回(定時10回 臨時1回)の全てに出席し、議案審議等において監査役の立場から必要ある場合に発言を行っております。また、監査役会14回(定時13回 臨時1回)の全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。
宮 原 晃 樹	当事業年度に開催された取締役会11回(定時10回 臨時1回)の全てに出席し、議案審議等において監査役の立場から必要ある場合に発言を行っております。また、監査役会14回(定時13回 臨時1回)の全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,125千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,125千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積もりの相当性等を確認し、検討を行った結果、会計監査人の報酬について適切と判断し、会社法第399条第2項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触したと認められた場合、及び会計監査人の職務の執行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることを決定いたします。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した懲戒処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。)

- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)
- ・処分理由に該当することとなった重大な責任を有する社員が監査業務の一部(監査業務に係る審査)に関与することの禁止 3 ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで)

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

内部統制システム構築の基本方針を次のとおりに定めております。この基本方針に基づく内部統制システムを定期的に評価し、必要な改善処置を講じております。また、この基本方針についても、経営環境の変化に対応し定期的に見直しを行い、実効性のある内部統制システムの構築に努めております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 当社は、当社及び子会社（以下、「企業グループ」という。）における企業倫理の確立のために、法令、定款及び社内規程の確実な遵守を目的とし「OECグループ企業行動規範」を定める。
 - (ロ) 代表取締役社長は、社内外に向け「コンプライアンス強化宣言」を発表し、コンプライアンス体制の充実に努める。
 - (ハ) 取締役及び執行役員は、「OECグループ企業行動規範」を率先垂範し、またその遵守の重要性につき全社員に周知徹底を図る。本社総務部門は、代表取締役社長を補佐し「OECグループ企業行動規範」の周知徹底のための活動を行う。
 - (ニ) 代表取締役社長直轄で独立性を持った内部監査部門は、定期的に内部監査を実施し、法令・定款及び社内諸規程の遵守状況、業務手続き及び内容の妥当性等について、問題点の指摘及び改善のための指示、提案のための情報を、代表取締役社長、取締役会及び監査役に提供する。
 - (ホ) 「内部通報制度」を導入し、法令等の違反の早期発見及びその対処に努める。
 - (ヘ) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力（総会屋、暴力団等）とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等と連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録・取締役会議事録等の法定文書のほか、職務執行に係る重要書類及び関

連資料は、法令・定款及び社内規程の定めに従い、適切に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 適切なリスク対策を行うため、社内規程の定めに従い必要な体制を整備する。

(ロ) 品質管理を強化するため、品質マネジメントシステム (ISO9001)、アセットマネジメントシステム (ISO55001) 及び環境マネジメントシステム (ISO14001) を定期的に見直し、顧客ニーズに対応したシステムの改定及び運用を行う。

(ハ) 情報の紛失・漏洩・毀損等の防止を図るため、情報セキュリティマネジメントシステム (ISO27001) を構築し、運用する。特に個人情報についてはプライバシーマーク制度 (JIS Q 15001) に基づき管理する。

(二) その他、災害緊急対応等のリスク管理について体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 「取締役会規程」「取締役の執務規程」「業務分掌規程」等に基づく意思決定及び職務権限の定めにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制を整備する。

(ロ) 代表取締役社長の業務執行を補佐する機関として「執行役員制度」を採用し、更なる業務執行の迅速化、効率化を図る。

⑤ 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

(イ) 当社（親会社）が定める「内部統制システムの整備に関する基本方針」、「OEC企業行動規範」及び社内規程等は、企業グループ全てに適用する。

(ロ) 当社の内部監査部門が実施する内部監査は、企業グループ全てに適用する。

(ハ) 当社の代表取締役社長は、子会社の取締役から定期的に内部統制の整備状況を含め経営及び業務執行に関する報告を受ける。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(イ) 監査役会の求めがあった場合には、監査役を補助するための従業員を置く。

(ロ) 上記従業員は、業務上、取締役の指揮・命令下に服さず監査役会主導のもとに業務を行う。また、本従業員の解雇、配転、人事異動等雇用条件に関する事項及び懲戒に処する場合については、事前に監査役会の同意を得る。

⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に対する体制

(イ) 代表取締役社長は、監査役と定時又は適時に会合（意思疎通・情報交換等）を行う。

(ロ) 代表取締役社長は、取締役会以外の重要な会議には監査役にも開催通知を行う。

(ハ) 取締役及び執行役員は、法定事項、重要な組織変更に関する事項、会計方針に関す

る重要事項、及びその他の重要とする事項は、監査役会に遅滞なく報告する。

(二) 取締役及び使用人は、監査役が業務の報告を求めた場合、迅速かつ的確に対応する。

- ⑨ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役等へ報告を行った企業グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、当該取扱いに対して異議がある場合は監査役から取締役会に撤回の要求ができるものとする。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 取締役、執行役員及び従業員は、監査役から監査役監査に係る要求（ヒアリング又は関係書類の閲覧等調査）を求められた場合には適切に対応する。

(ロ) 取締役会の議案及びその関係資料は、監査役が事前検討できるように時間的余裕を持った配付を行う。

(ハ) 内部監査部門は、常勤監査役に対し監査計画等を提示し必要な説明を行う。

(二) 内部監査部門は、常勤監査役と定時又は適時に会合を持ち、内部監査結果等について情報提供及び意見交換等、密接な連携を図る。

- ⑫ 財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性と信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制についての基本方針」を定め必要な体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 内部統制システム全般

当社は内部統制システム全般の整備・運用を当社の監査役及び内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の業務の適正性、法令遵守状況並びにリスク管理に関する業務監査、財務報告に係る内部統制評価を行っております。

- ② 取締役会の主な運用状況

当社取締役会は、取締役の職務の執行状況、内部統制システムの運用状況、経営リスク等の審議をしております。また当社各部門から毎月の活動状況の報告を受け、取締役

及び監査役の情報共有と経営管理の充実を図っております。取締役会は、社外取締役1名を含む取締役6名で構成され、社外監査役2名を含む3名の監査役も出席しております。取締役会は、計11回(定時10回 臨時1回)開催し、各議案についての、審議、業務執行の状況等の監督を行っております。

③ 監査役会の主な運用状況

監査役は、「監査役監査規程」に基づき、監査役監査活動を行っております。各監査役は、取締役会において必要ある場合に発言を行い、また、代表取締役と定期的会合を行っております。常勤監査役は、この他重要な会議に出席し、発言、調査及び内部監査部門と情報共有する等監査の充実を図っております。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,696,211	流 動 負 債	1,094,090
現金及び預金	3,848,332	業務未払金	377,459
完成業務未収入金及び契約資産	2,764,365	リース債務	21,337
未成業務支出金	2,609	未払金	51,005
前払費用	75,036	未払費用	176,690
関係会社立替金	116	未払法人税等	56,773
その他の	78,031	未払消費税等	96,533
貸倒引当金	△72,279	未成業務受入金	114,285
固 定 資 産	1,614,510	預り金	125,174
有形固定資産	273,838	賞与引当金	44,947
建物	151,975	株主優待引当金	5,000
工具器具備品	45,769	受注損失引当金	6,856
土地	47,658	株式給付引当金	18,025
リース資産	28,434	固 定 負 債	157,080
無形固定資産	121,466	リース債務	8,321
借地権	3,321	株式給付引当金	23,192
ソフトウェア	114,370	資産除去債務	54,689
リース資産	63	繰延税金負債	70,877
電話加入権	3,711		
投資その他の資産	1,219,206	負 債 合 計	1,251,170
投資有価証券	767,611	純 資 産 の 部	
関係会社株	50,000	株 主 資 本	6,885,061
従業員長期貸付金	2,380	資 本 金	1,093,000
差入保証金	184,479	資 本 剰 余 金	2,899,954
保険積立金	81,793	資 本 準 備 金	2,171,308
会 員 権	27,969	その他資本剰余金	728,646
前払年金費用	101,044	利 益 剰 余 金	4,440,269
長期前払費用	6,126	その他利益剰余金	4,440,269
貸倒引当金	△2,200	別 途 積 立 金	3,000,000
		繰越利益剰余金	1,440,269
		自 己 株 式	△1,548,162
		評価・換算差額等	174,490
		その他有価証券評価差額金	174,490
		純 資 産 合 計	7,059,551
資 産 合 計	8,310,722	負 債 純 資 産 合 計	8,310,722

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024年 1 月 1 日)
(至 2024年12月31日)

(単位：千円)

完 成 業 務 高 価	7,122,236
完 成 業 務 原 価	4,733,739
売 上 総 利 益	2,388,497
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,542,585
営 業 利 益	845,912
営 業 外 収 益	30,347
受 取 利 息	185
有 価 証 券 利 息	750
受 取 配 当 金	9,713
受 取 手 数 料	1,417
為 替 差 益	2,414
出 向 者 業 務 分 担 金	3,036
投 資 有 価 証 券 売 却 益	254
投 資 有 価 証 券 評 価 益	5,492
匿 名 組 合 投 資 利 益	2,593
そ の 他	4,490
営 業 外 費 用	14,195
支 払 利 息	1,184
株 式 関 係 費 用	10,187
そ の 他	2,823
経 常 利 益	862,064
特 別 利 益	25,216
特 定 資 産 売 却 益	25,216
特 別 損 失	139
特 定 資 産 除 却 損	139
税 引 前 当 期 純 利 益	887,142
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	177,683
法 人 税 等 調 整 額	59,277
当 期 純 利 益	650,181

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年 1 月 1 日)
(至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	1,093,000	2,171,308	702,924	2,874,232	3,000,000	980,823	3,980,823	△1,541,231	6,406,823
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△190,734	△190,734		△190,734
当期純利益						650,181	650,181		650,181
自己株式の取得								△64,189	△64,189
自己株式の処分			25,722	25,722				57,258	82,981
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	25,722	25,722	-	459,446	459,446	△6,931	478,237
当 期 末 残 高	1,093,000	2,171,308	728,646	2,899,954	3,000,000	1,440,269	4,440,269	△1,548,162	6,885,061

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	86,246	86,246	6,493,070
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△190,734
当期純利益			650,181
自己株式の取得			△64,189
自己株式の処分			82,981
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	88,243	88,243	88,243
事業年度中の変動額合計	88,243	88,243	566,481
当 期 末 残 高	174,490	174,490	7,059,551

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社及び関連会社株式
- ② その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外
のもの
 - ・市場価格のない株式等
- ③ 棚卸資産
- 未成業務支出金

移動平均法による原価法

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
移動平均法による原価法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
（リース資産を除く）
- ② 無形固定資産
（リース資産を除く）
- ③ リース資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- ② 賞与引当金
- ③ 受注損失引当金
- ④ 退職給付引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。なお、当事業年度末においては、年金資産の見込額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、前払年金費用として貸借対照表に計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑥ 株主優待引当金

株主優待制度に係る費用の発生に伴い、翌事業年度に支出すると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

上下水道に関する調査・計画・実施設計・施工監理などの公共事業等に関する建設コンサルタント業務であります。

② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)

一定の期間にわたり履行義務が充足することから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積り業務原価に対する発生業務原価の割合(コストに基づいたインプット法)により行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

完成業務高

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成業務高 7,122,236千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 計上した金額の算出方法

一定の期間にわたり履行義務が充足する業務は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積業務原価に対する発生業務原価の割合(コストに基づいたインプット法)により行っております。

② 金額の算出に用いた主要な仮定

業務収益総額は、当事者間で合意された契約に基づいております。

業務原価の見積りは、個別の契約ごとに作成される実行予算を基礎としております。当該実行予算の主要な仮定は、契約ごとの作業に係る人件費や外注費等の積算であります。

また、当事者間の新たな合意による契約の変更、作業着手後の状況の変化による作業内容等の変更について、適時・適切に見積りの見直しを行い、業務原価に反映しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りについては不確実性を伴うものであり、作業着手後に判明する事実の存在や顧客との協議による仕様変更、想定していなかった原価の発生等により、見積りに変更が発生した場合には、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

3. 追加情報に関する注記

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、自社の株式を受け取ることができる権利（受給権）を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を負債に計上しております。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対して当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し個人の貢献度に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度98,586千円、97,900株であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	507,872千円
(2) 関係会社債権債務	
短期金銭債権	116千円
短期金銭債務	6,050千円
(3) 完成業務未収入金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権および契約資産の金額	
完成業務未収入金	68,277千円
契約資産	2,696,088千円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(4) 偶発債務

2023年9月7日に、当社は前常勤監査役小暮進氏より監査役解任における損害賠償請求訴訟を提起されています。前常勤監査役小暮進氏は、2023年7月7日開催の臨時株主総会における解任決議に正当な理由はないと主張し、当社に対して当初任期4年間ににおける未払報酬総額約53百万円の支払いをするように請求しております。当社としては、臨時株主総会において圧倒的多数の株主からの支持を得て解任が承認されている（賛成率99.2%）ことから、解任は正当な理由に基づくものであり、損害賠償請求は認められるものではありません。現在、顧問弁護士と協議の上対応しております。なお、現時点において、本件訴訟の最終的な結果の予想及び財務上の影響の見積りは困難であります。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 完成業務原価	16,250千円
② 完成業務以外の取引(収入分)	1,417千円
(2) 完成業務原価に含まれている 受注損失引当金繰入額	6,856千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	7,796,800株	-株	-株	7,796,800株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,902,933株	29株	18,700株	1,884,262株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取請求による増加29株によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、株式交付18,700株によるものであります。
3. 株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が所有する自己株式(当期首66,600株、当期末97,900株)は、上記自己株式に含めております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

- ① 2024年3月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
- (イ) 配当金の総額・・・・・・190百万円
- (ロ) 配当の原資・・・・・・利益剰余金
- (ハ) 1株当たり配当額・・・・32円
- (ニ) 基準日・・・・・・2023年12月31日
- (ホ) 効力発生日・・・・・・2024年3月27日

(注) 2024年3月26日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金2,131千円が含まれております。

② 2025年3月26日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

(イ) 配当金の総額・・・192百万円

(ロ) 配当の原資・・・利益剰余金

(ハ) 1株当たり配当額・・・32円

(二) 基準日・・・2024年12月31日

(ホ) 効力発生日・・・2025年3月27日

(注) 2025年3月26日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金3,132千円が含まれております。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当グループは、余剰資金については安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金については自己資金で賄っております。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクは殆どないと認識しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である完成業務未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主に業務上関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、従業員に対する貸付であり信用リスクに晒されております。

営業債務である業務未払金は、その殆どが2ヶ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で5年以内であります。

営業債務及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスクの管理

当社は、営業債権について請負契約ごとに期日及び残高管理を行っております。また、民間企業との取引については販売限度額を設定し、残高を管理しております。

長期貸付金については、当社グループの貸付金規程に準じて、定期的に回収状況を確認しております。

(ロ) 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、営業取引及び財務状況を勘案して保有状況を随時見直しております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、適時に資金繰り表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券	477,085	477,085	-
(2)従業員長期貸付金	2,380	2,362	△17
資産計	479,466	479,448	△17
(3)リース債務(1年以内に返済予定のものを含む。)	29,658	29,511	△147
負債計	29,658	29,511	△147

(※1) 「現金及び預金」、「完成業務未収入金及び契約資産」、「業務未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。なお、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針31号)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	1,800
関係会社株式	50,000
匿名組合出資	288,725

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそ

それぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
①上場株式	375,248	-	-	375,248
②その他株式	-	101,836	-	101,836
資産計	375,248	101,836	-	477,085

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
従業員長期貸付金	-	2,362	-	2,362
資産計	-	2,362	-	2,362
リース債務(1年以内に返済予定のものを含む。)	-	29,511	-	29,511
負債計	-	29,511	-	29,511

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有しているその他株式は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

従業員長期貸付金

従業員長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付けを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務(1年以内に返済予定のものを含む。)

リース債務の時価は、元利金の合計を、新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失否認	53,425千円
株主優待引当金否認	1,531
資産除去債務	16,745
受注損失引当金否認	2,099
未払費用否認	875
賞与引当金否認	13,762
有価証券評価損否認	4,361
会員権評価損否認	3,694
貸倒引当金繰入限度超過額	673
未払事業税等否認	9,413
株式給付引当金否認	12,620
貸倒引当金	22,132
その他	2,277
繰延税金資産小計	143,613
評価性引当額	106,441
繰延税金資産合計	37,171
繰延税金負債	
資産除去債務	△3,487
前払年金費用	△30,939
その他有価証券評価差額金	△73,622
繰延税金負債合計	△108,049
繰延税金負債の純額	△70,877

9. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)VISTAQUA	東京都渋谷区	50	ソフトウェア開発・保守・運用、防災事業等	直接 100.0	役員 の 兼任、当社設計業務等の委託及び受託	設計業務の受託	-	-	-
							出向社員の受け入れ	3,150	-	-
							設計業務の委託	13,100	業務未払金	6,050
							システム貸借等	1,417	関係会社立替金	116

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 市場価格等を勘案して、一般取引条件と同様に価格決定しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
建設コンサルタント部門	6,630,829
情報処理部門	491,407
合計	7,122,236

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「計算書類 個別注記表 1.重要な会計方針に係る事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	87,733
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	68,277
契約資産（期首残高）	2,408,011
契約資産（期末残高）	2,696,088
契約負債（期首残高）	162,428
契約負債（期末残高）	114,285

契約資産は、主に請負契約について期末時点で履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した売上収益に係る未請求の債権であります。契約資産は業務が完了し、契約条件に基づいて請求する時に顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該対価は、主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しております。

契約負債は、顧客から受け取った未成業務受入金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、162,428千円であります。

契約資産の増減は、未完成業務の収益認識と顧客との契約から生じた債権への振替により生じたものです。契約負債の増減は顧客からの未成業務受入金と収益認識により生じたものです。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末において残存履行義務に配分した取引価格の総額は4,878,727千円であります。当該残存履行義務は、4年以内に収益として認識すると見込んでおります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,194円00銭

(2) 1株当たり当期純利益

110円31銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式84,122株は、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

また、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式97,900株は、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。

12. 重要な後発事象に関する注記

株式取得による会社等の買収

当社は、2024年12月25日開催の取締役会において、株式会社クラックスシステムの全株式を取得し、同社を子会社化することについて決議し、2025年1月16日付で株式譲渡契約書を締結し、翌日付で株式を取得しております。

1. 企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社クラックスシステム

事業の内容 コンピューターソフトウェアの開発及び販売、情報処理システムのコンサルティング、情報処理技術者の派遣

(2)企業結合を行う主な理由

当社は、上下水道を軸とした水インフラに関する調査・計画・設計・監理等のコンサルティングサービスを主要事業としております。近年、老朽化が進む水インフラの維持管理・更新のマネジメント需要が高まる中で、豊富な経験とシステム開発力を基に、施設情報管理やアセットマネジメントシステム構築など、ソリューション・システムを駆使したコンサルティングサービスに力をいれております。株式会社クラックスシステムは、ITエンジニアによる自治体向けのGISシステムと様々な産業分野の社会基盤システムや業務系システムの開発で高い実績を積み上げております。今回、同社の株式を取得し新たにパートナーとして迎えることで、上下水道事業の変革への対応や鉄道・電力・空港等、様々な分野のシステム開発領域の事業拡大も企図しております。これにより当社グループ全体の競争力を強化し、持続的な成長を実現するために非常に有用であると判断したため、同社の株式を取得することを決定いたしました。

(3)企業結合日

2025年1月17日(みなし取得日 2025年2月28日)

(4)企業結合の法的形式

株式取得

(5)結合後企業の名称

変更ありません。

(6)取得する議決権比率

100.0%

(7)取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得するためであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	2,310,000千円
取得原価		2,310,000千円
3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

仲介手数料等 111,904千円
4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。
5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

多額な資金の借入

当社は、株式会社クラックスシステムの株式取得資金として、2024年12月25日開催の取締役会において、以下のとおり株式取得のための借入の実行を決議しております。

資金調達の概要

- | | |
|-------------|------------------|
| ①借入先 | 株式会社りそな銀行 |
| ②借入金額 | 1,500,000千円 |
| ③借入実行日 | 2025年1月17日 |
| ④返済期日 | 2031年12月30日 |
| ⑤借入金利 | 基準金利＋スプレッド(変動金利) |
| ⑥担保提供資産又は保証 | なし |

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月13日

オリジナル設計株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

尾川 克明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

西村 大司 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オリジナル設計株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年12月25日開催の取締役会において、株式会社クラックスシステムの全株式を取得することについて決議し、2025年1月16日付で株式譲渡契約書を締結し、翌日付で株式を取得している。また、同日付で株式取得のための借入を実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、現時点において指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月18日

オリジナル設計株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 永 井 周 ㊞
社 外 監 査 役 岡 田 義 明 ㊞
社 外 監 査 役 宮 原 晃 樹 ㊞

以 上

第63期定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 本館42階 富士
電話 03 (3344) 0111 (代表)



交通 JR線、京王線、小田急線、地下鉄（丸ノ内線・都営新宿線）

〈新宿駅〉西口 徒歩5分

地下鉄（大江戸線）

〈都庁前駅〉B1出口 階段上がってすぐ

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。